

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき主な事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名	独立行政法人地域医療機能推進機構		
事業者の所在地	東京都港区高輪3丁目22-12		
法人種別	独立行政法人	法人所轄庁	厚生労働省
代表者名	理事長 山本 修一		
電話番号	03-5791-8220		
ファクシミリ番号	03-5791-8258		

2 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院 附属居宅介護支援センター		
所在地	〒919-2225 福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2		
管理者の氏名	上ヶ谷 知子		
電話番号	0770-72-5119		
ファクシミリ番号	0770-72-5477		
介護保険指定番号	1852380011 (指定年月日 平成12年3月1日)		
サービスを提供する地域	高浜町、おおい町		

(2) 同事業所の職員体制

	資格	勤務形態	人員
管理者 (介護支援専門員と兼務)	主任介護支援専門員	常勤	1名以上 (介護支援専門業務内1名管理者)

(3) 営業時間

月～金 午前8時30分～午後5時15分

*緊急連絡電話 0770-72-5119、0770-72-5115 (若狭高浜病院附属老健代表)

(休日) 国民の祝・休日、土・日、12/29～1/3

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援センターは、介護保険法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活をおくれるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 利用者が要介護状態等となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとします。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとします。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとします。
- ④ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告します。
- ⑤ 虐待防止の発生またはその再発を防止するために、対策を検討する委員会を開催するとともに、虐待防止のための指針を整備します。また定期的に研修を行います。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 感染症の発生及びまん延を防止するために、対策を検討する委員会を開催するとともに、感染症及びまん延防止のための指針を整備します。また、定期的に研修を行い、専任担当者を配置します。
- ⑦ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

4. 利用料及びその他の費用について

(1) 利用者負担額

介護保険適用となる場合には、利用料の負担金はありません。(全額介護保険により負担されます。詳細は<別紙2>を参照下さい。)

- * 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、住所地の市町村役場に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

要介護 1・2 10860 円／月 要介護 3・4・5 14110 円／月

(2) 交通費

前記2(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が居宅を訪問するための交通費が必要です。

尚、自動車を使用した際の交通費は、次の額を頂きます。

実施地域の境界から目的地まで・・・片道の距離1km毎に20円

(3) 解約料

利用者はいつでも解約することができ、サービス提供のキャンセル又は契約解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

5. 緊急時、事故発生時の対応

訪問中及び居宅介護支援サービスの提供中（ケアプランに基づく居宅サービス利用中）に緊急の事態や事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族または介護者に連絡し、必要な措置を講じ対処いたします。

6. 第三者評価の実施の有無

第三者評価は実施していません。

7. サービス内容に関する苦情

①当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する御相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての御相談・苦情を承ります。

その場合は管理者・関係者が連携して処理にあたり、結果は相談者に説明し、苦情処理台帳に記載した上で管理者の決裁を受けることとしています。なお、処理は即日を原則としています。

常設の窓口	独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援センター 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属老人保健施設内 福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2		
受け付け時間	月～金	午前8時30分～午後5時15分 (休日) 国民の祝・休日、土・日、12/29～1/3	
連絡先	TEL	0770-72-5119	
	FAX	0770-72-5477	
担当者	管理者	上ヶ谷知子	主任介護支援専門員

- ② 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属介護老人保健施設相談・苦情担当
支援相談員・看護介護師長・副施設長

③ その他

当事業所以外に、住所地市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

市町村名：高浜町

担当：高浜町保健福祉課（福祉グループ）

電話：0770-72-5887（直通）

市町村名：おおい町

担当：おおい町保健福祉センターなごみ内（いきいき福祉課）

電話：0770-77-2760（直通）

福井県国民健康保険組合団体連合会

担当：審査課介護・障がい室

電話：0776-57-1614

8.当事業所であわせて実施する事業

事業の種類	福井県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
介護老人保健施設 （入所・短期入所療養介護）	平成12年4月1日	1852380011	70名
通所リハビリテーション	平成12年4月1日	1852380011	20名

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属居宅介護支援センター

「重要事項説明書」説明同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書について説明を行いました。

事業者

所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎 87-14-2
独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属
介護老人保健施設内
名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院附属
居宅介護支援センター
担当者 上ヶ谷 知子

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援重要事項についての説明を受け了承しました。また、居宅サービス担当者会議での検討資料等に資するため、居宅介護支援事業者等に対して、個人ならびに家族の情報を提供する事も同意します。

利用者

住 所
氏 名
連絡先 TEL ()

(代理人)

住 所
氏 名 ()
連絡先 TEL ()

(家 族)

住 所
氏 名 ()
連絡先 TEL ()